

平成 30 年西日本豪雨 災害救助法適用地域の追加について

平成 30 年西日本豪雨により被災された方については、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用への申請、及び「JASSO 支援金」(学生本人が居住する住宅に半壊以上の被害を受けた方対象)の申請が可能である旨お知らせしているところです。

この度、災害救助法適用地域の追加が発表されましたので、お知らせします。

なお、適用地域以外であっても当該災害に被災した方は対象となります。不明な方は学生生活課までお問い合わせください。

【災害救助法の追加適用地域】

- 島根県 江津市
- 岡山県 小田郡矢掛町
- 高知県 幡多郡大月町
- 福岡県 飯塚市

平成 30 年 7 月 18 日

本件に関する問い合わせ窓口
学生生活課学生支援係 (大学院 F 棟 1 階)
電話 : 0742-20-3550